

# 町有物件公売に係る入札要領

(旧中央5区職員住宅)

令和7年1月24日

中 川 町

## 目 次

【売払物件】	1P
【特記事項】	1P
【入札参加者資格】	2P
【閱 覧】	2P
【入札参加申込】	2P
【入札・開札の日時及び場所】	2P
【入札の無効】	3P
【落札者の決定及び取消】	3P
【代金の支払い】	4P
【契約締結と所有権移転登記とその費用】	4P
【問い合わせ先】	4P

巻末	様式1 一般競争入札参加申込書兼受付書
	様式2 誓約書兼承諾書
	様式3 入札書
	様式4 委任状
	封筒（表）記載例
	売買契約書

## 町有物件公売に係る入札要領

令和7年2月4日(火)に中川町が行う町有財産(建物付き土地)売払いの手続きは、本要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、中川町財務規則、その他関係法令等の定めるところにより行いますので、これを承諾の上入札してください。

### 【売払物件】

物件2 (旧中央5区職員住宅の敷地及び建物)

ア) 土地						
所在地	地目	面積	登記	備考		
中川町字中川 430番地69	宅地	325.09㎡	登記済み	現有する附属物含む		
イ) 建物						
所在地	種類	構造	建築	床面積	登記	備考
中川町字中川 430番地69	専用 住宅	木造	S53	59.13㎡	未登記	

○物件2 予定売却価格 276,833 円

### 【特記事項】

- ①希望があれば現地をお見せいたしますので、役場まで事前にご連絡ください。  
※1月24日～2月3日まで (土日祝日を除く 9:00～16:00)
- ②本物件現状有姿のまま売払いを行います。
- ③境界について将来、紛争等が生じて一切中川町は関与しません。

### 【入札参加者資格】

中川町に住民登録されている(予定を含む)個人若しくは中川町に事務所・事業所が所在する(予定を含む)法人で、この物件を事業用に供する次のいずれにも該当しない者としてします。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
- ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる、処分を受けている団体の及び当該団体の役職員又は構成員
- ④町税の滞納がある者
- ⑤入札参加申込みに必要な書類を提出しない者

- ⑥地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定に該当する本町職員
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして、北海道警察本部から排除要請があった者
- ⑧ ⑦に掲げる者から委託を受けた者並びに⑦に掲げる者の関係者

#### 【閲覧】

売払物件に関する要領、図面、写真等が閲覧できます。

1. 日 時 令和7年1月24日から令和7年2月3日まで  
※ただし、午前9時から午後5時まで(土、日曜及び祝日は除く。)
2. 場 所 役場総務課内

#### 【入札参加申込】

入札に参加される方は、令和7年2月3日(月)までに総務課へ下記の書類等を提出してください。

- ①一般競争入札参加申込書兼受付書(様式1) 1通  
※受付後コピーをお渡しします。これが入札時の受付書となります。
- ②誓約書兼承諾書(様式2) 1通
- ③個人の場合・・・印鑑登録証明書 1通  
法人の場合・・・印鑑証明書 1通
- ④免許証や保険証など身分を確認できるもの。(個人のみ 提示を願います)

※電話、ファックス、メールによる受付は行っておりません。

※参加の申込みをされないと、入札に参加できませんのでご注意願います。

#### 【入札・開札の日時及び場所】

1. 日 時  
令和7年2月4日(火) 所定の時間までに集合してください  
① 物件2 入札・開札 午前9時
2. 場 所  
中川町役場 2F会議室B
3. 持参書類  
①受付書(申込み時に渡されたコピー)  
②入札書(様式3)  
③委任状(様式4、代理人の方が入札参加する場合)

#### 4. 入札方法

- ①入札書を投函する前に、受付書を提示してください。
- ②代理人の方は委任状が必要ですので、必要事項を記載し記名押印のうえ提出してください。
- ③入札書は、当日持参してください。郵送による入札は行っていません。
- ④入札に参加される方は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、物件番号及び氏名（法人の場合は法人名）を記載した封筒に入れ、入札箱に投函してください。
- ⑤投函後は、書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意願います。
- ⑥全ての投函の終了後、開札します。

#### 5. 入札時の注意事項

- ①入札時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ②入札参加者以外は入札会場への入場はできません。
- ③入札会場への入場は、各々2名までとさせていただきます。

#### 【入札の無効】

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札に参加する資格がない者の入札
- ②入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- ③同一物件の入札に、2通以上の入札書を提出した者の入札
- ④2人以上の代理をした者の入札
- ⑤入札者の記名押印のない入札書による入札
- ⑥記載が不明瞭な入札書による入札
- ⑦入札に際し不正の行為があった者の入札
- ⑧予定売却価格に達していない価格で入札した者の入札
- ⑨その他、本要領で指定した以外の方法により入札した者の入札

#### 【落札者の決定及び取消】

- ①予定売却価格以上の入札のうち、最高の価格で有効な入札をした者を落札者とします。
- ②落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を決定します。
- ③落札者がある権利を放棄したとき、土地売買契約を締結しないとき、又は不正な行為があったときは、落札は無効とします。

### 【代金の支払い】

売却代金は、入札日の翌日から14日以内一括で、指定する金融機関に納めていただきます。その際の手数料等の経費は落札者のご負担となります。

### 【契約締結と所有権移転登記とその費用】

- ① 契約書の締結する際に、代金を納入した証を提示してください。
- ② 売買契約は、代金納入を確認後に2月25日までに締結しますが、契約に係る一切の費用は落札者の負担となります。
- ③ ②までに契約を締結しない場合は、落札は無効となります。
- ④ 土地及び建物の所有権は、契約締結後に移転します。
- ⑤ 土地の所有権移転登記は町で手続きします。これに要する費用（登録免許税等）は落札者のご負担となります。

### 【問い合わせ先】

中川町役場 総務課財務係

電話 01656-7-2811

封筒(表)記載例 ※縦書き横書き問いません

令和7年2月4日執行 一般競争入札

入札書

(物件番号記載) 物件番号 ○

(氏名若しくは法人名)○○